

力を合わせて、冬の盛岡を安全・快適に!

除排雪

「除雪」と「排雪」の違い

除雪：道路上の雪をかき分け通行スペースを確保する作業
排雪：雪をトラックに積み込み、雪置き場へ運搬する作業

1 本年度の除排雪体制

本年度の除排雪の対象は、市道のうち車道である1547*^o(昨年度比7.2*^o増)。これは盛岡市から北九州市間の距離に相当します。歩道は378*^o(同4.5*^o増)です。次の出勤基準や優先順位に基づき除排雪を行います。

除雪車はどんなとき出動するの?

- ①降雪量が約10*^oを超えたとき
- ②路面の吹きだまりが著しいとき
- ③車体の底が接触するほどの「わだち」ができたとき



2 除排雪作業にご協力ください

昨年度、除排雪や凍結防止剤の散布にかかった費用は、市全体で約15億円。市は業者などに委託して、できる限り除排雪作業に取り組みますが、路地や戸口の除排雪までは行き届かない状況です。安全に効率よく作業するため、次のことにご協力ください。

出入り口の除雪に協力

除雪車が通った後、道路脇には寄せられた雪が残ります。戸口の雪は各家庭で必要に応じて除雪するよう、ご理解とご協力をお願いします。

宅地などの雪を道路に出さないで

宅地などの雪を道路に出すと道幅が狭くなったり、でこぼこになるため大変危険です。道路には絶対に出さないでください。

路上駐車はやめましょう

除排雪作業の妨げになるため、路上駐車や、車道や歩道へはみ出すような駐車はやめてください。

深夜、早朝の除雪作業にご理解を

除雪作業は、交通量の少ない深夜から早朝にかけて行われる場合があります。除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。



市は、冬の安全な交通の確保を目指し、市道の除排雪を実施します。また、バス路線など主要交差点を中心に凍結防止剤を散布します。現在、市道の総延長は2139*^oにも及び、全ての市道の除排雪には対応できません。自宅の前や身近な道路は、町内・近所で協力し合って除排雪をお願いします。

【問】除排雪対策本部 ☎603-8004 【広報ID】1001818

新しい取り組み

本年度から、下記の場合に市公式SNSを通じて、除排雪に関する情報をお知らせします。市公式SNSの登録方法は、表紙をご確認ください。

- ①市内全域で一斉に除雪作業を実施するとき
- ②市が指定する雪置き場が、許容量を超えて使用できないとき



除雪作業の優先順位は? 排雪するのはどんなとき?

<盛岡・都南地域>

- ①バス路線などの幹線道路
6時完了を目標に除雪。大型車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します
- ②バス路線以外の幹線道路
7時完了を目標に除雪。一般車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します
- ③生活道路
②の路線終了後、順次除雪。一般車両の通行が難しい場合は排雪します
※除排雪作業時間は降雪状況で変わります

<玉山地域>

市道や農道、林道などの生活道路をエリアごとに分担して、幹線道路、生活道路の順に、通勤・通学時間帯前の完了を目標に除雪します。一般車両の通行が難しい場合は排雪します。

大雪が降ったときの対応は?

積雪がおおむね40*^oを超えて市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがある場合、豪雪対策本部を設置します。関係機関と協力して、除排雪に関する問い合わせの受け付けや現地確認の体制を強化し、大雪に対応します。



自分で除雪は難しい... どうしたらいいの?

来年3月31日(日)まで 福祉除雪のお知らせ

市は、1人暮らしの高齢者や身体障がい者などの世帯で、家庭や地域での除雪が困難な場合に、玄関先から道路入り口までの通路を除雪します。※事前の予約は受け付けていません

▶市職員による福祉除雪

【申し込み】積雪時に、市除排雪対策本部 ☎603-8004 で電話受け付け。原則、受け付けした翌日以降に作業します

▶ボランティアによる福祉除雪

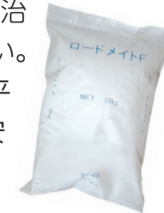
市社会福祉協議会が、ボランティアを紹介します。前日からの積雪量が20*^o以上が紹介の目安です。

【申し込み】積雪時に、市社会福祉協議会 ☎651-1000 で電話受け付け。受付時間は8時半~16時です。活動できる範囲に限られるので、受け付け後、派遣できるかどうかや派遣費用などについて連絡します

3 除雪の際にご利用ください

凍結防止剤の配布

市道に散布する凍結防止剤を町内会・自治会へ無料で配布しています。道路が凍結し困ったときは、町内会・自治会から受け取りご利用ください。※凍結防止剤は雪かき後、1平方メートルあたり一握りほどを目安に散布してください



町内会・自治会に貸し出します

<小型除雪機>

希望する町内会・自治会へ小型除雪機を無料で貸し出しています。保管場所がない町内会などには、1日単位で貸し出します。指定場所での借り受け・返却が条件です。



<運転手付きトラック>

町内会・自治会などで行う除排雪作業の際、たまった雪を運搬する運転手付きのダンプトラック(2トントラック・4トントラック)を無料で貸し出します。学校周辺で排雪する場合や、積雪の深さがおおむね35*^oを超えた場合は、雪の積み込み用機械も併せて貸し出します。



雪置き場

大量にたまった雪は、市指定の12カ所の雪置き場(地図参照)に排雪してください。

☆雪置き場にごみを捨てるのは不法投棄となり、罰せられることがあります
 ☆許容量を超えた場合は閉鎖することがあります。閉鎖の情報は市ホームページに掲載します



- ※1 ⑥利用は8時から17時まで。10*^o以上の車両は進入できません。混雑するので、なるべく他の雪置き場を利用してください
- ※2 ⑦利用は8時から17時まで。一般車両は河川敷沿いの道路を利用してください。国道4号からは左折するようにお願いします
- ※3 ⑧河川敷へは国道396号側から左折して進入するようにご協力ください
- ※4 ⑩⑪10*^o以上の車両は進入できません

除排雪の問い合わせ

- ▶国道4号・国道46号：国土交通省盛岡西国道維持出張所 ☎687-5888
- ▶国道106号、282号、396号、455号、県道：盛岡広域振興局土木部道路環境課 ☎629-6646 (月~金曜の8時半~17時15分) ☎629-6521・629-6507 (夜間、土・日曜、祝日)

除排雪対策本部の設置期間 12月1日(金)~来年3月31日(日)

- ▶市道(玉山地域を除く)：除排雪対策本部 ☎603-8004
- ▶農道(玉山地域を除く)：農政課 ☎613-8459
- ▶林道(玉山地域を除く)：林政課 ☎613-8451
- ▶玉山地域の市道・農道・林道・雪置き場など：玉山総合事務所建設課 ☎683-3839
- ▶凍結防止剤、小型除雪機、貸出ダンプトラック、雪置き場(玉山地域を除く)：道路管理課 ☎613-8543

ホームページからお問い合わせを

電話による問い合わせは混み合うため、つながりにくい場合があります。市ホームページのお問い合わせ専用フォームをご利用ください。【広報ID】1001825

